



送りつけ商法

にご注意を！

【事例1】

一人暮らしの高齢者の女性に電話があり「カニが好きか」と聞かれたので、「はい」と答えた。後日、頼んでいないにもかかわらず代金引換の宅配便でカニが届いた。

【事例2】

留守中に届いた魚の代金を家族が宅配業者に払った。しかし、実際には誰も注文していなかったので、返金を求めたい。どうしたらよいか。

くらしの豆知識

— vol.59 —

【問い合わせ】
町民生活相談センター
(町民課くらし環境係)
☎ 85-6131

▶▶ひとことアドバイス

- ・あいまいなやり取りに乗じて商品を送りつけ、売買契約が成立したと思込ませて代金を請求する手口です。
- ・承諾していないのに一方的に商品が送られてきても、商品を受け取る必要も支払いの義務もありません。
- ・業者の連絡先が分からないことが多いため、代金を支払ってしまうと、取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。

勧誘されても必要がなければハッキリと断ることが大切です！

地域生活あんしんネットワーク事業について

高齢者世帯における家庭内の事故等を防止するための事業です。事故等の発生時に迅速に対応できるネットワークを構築することで、地域での安心した生活を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを目的として実施しています。

白鷹町認知症高齢者見守りネットワーク

見守り 支え合い

お年寄りが地域で安心・安全に暮らせるよう応援します

認知症・介護に関するご相談は
地域包括支援センター TEL86-0112

対象 65歳以上で町民税非課税の一人暮らしの方、または高齢者夫婦世帯等

内容 急病や災害などの緊急時に簡単な操作（ボタンを押すだけ）で、受信センターに通報することができる器械（右写真）を設置します。



利用料 月額 540円

申込方法 地区担当民生委員・児童委員を通して、申請書を健康福祉課へ提出してください。

緊急通報システムの流れ

